

六ヶ所都市計画地区計画の変更（六ヶ所村決定）

六ヶ所都市計画弥栄平地区計画を次のように変更する。

名 称	弥栄平地区計画
位 置	六ヶ所村大字尾駸字上弥栄、字上尾駸、字弥栄平、字二又、字表館、字前田の各一部
区 域	計画図に表示のとおり
面 積	約 1230.0ha （うち変更箇所19.8ha）
地区計画の 目標	本地区は、むつ小川原工業開発区域の北西部に位置し、地区東側の都市計画道路3・2・1尾駸・倉内線（国道338号）と地区中央の3・2・2東西幹線が2車線で整備されており、多様な研究ニーズへ対応した環境、エネルギー及び科学技術分野における研究開発機能を推進し、地域産業の高度化を図るため、研究・先端産業誘導地区として、良好な環境を形成することを目標とする。
区域の 整備・ 開発 及び 保全 の方針	<p>土地利用の方針</p> <p>Aゾーン（環境保全緑地地区） 本地区外周に立地する風力発電施設用地としての利用を推進すると共に、環境緑地として保全する。</p> <p>Bゾーン（国家石油備蓄基地地区） 現在国家石油備蓄基地用地として土地利用されており、今後も当該用途としての土地利用を推進する。</p> <p>Cゾーン（科学技術・産業振興地区） 環境、エネルギー及び科学技術分野等の多様な研究開発機能を推進し、地域産業の高度化を促進するための土地利用を図る。</p> <p>Dゾーン（科学技術・産業振興利便地区） 環境、エネルギー及び科学技術分野等の多様な研究開発機能を推進し、地域産業の高度化を促進するための土地利用を図る。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、良好な研究・産業環境を形成するため、建築物等に関する整備の方針を次のように定める。</p> <p>Aゾーン（環境保全緑地地区） 環境緑地を保全するため、必要な建築物等の用途の制限を行う。</p> <p>Bゾーン（国家石油備蓄基地地区） 国家石油備蓄基地地区としての利用を図るため、必要な建築物等の用途の制限を行う。</p> <p>Cゾーン（科学技術・産業振興地区） 周辺環境と調和したゆとりある良好な科学技術・地域産業拠点を形成するため、必要な建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限及び建築物等の形態又は意匠の制限を行う。</p> <p>Dゾーン（科学技術・産業振興利便地区） 周辺環境と調和したゆとりある良好な科学技術・地域産業拠点を形成するため、必要な建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限及び建築物等の形態又は意匠の制限を行う。</p>

六ヶ所都市計画弥栄平地区計画 地区整備計画

地区の区分	地区の名称	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	Dゾーン
	地区の面積	環境保全緑地地区 約404.0ha	国家石油備蓄基地地区 約217.0ha	科学技術・産業振興地区 約589.2ha	科学技術・産業振興利便地区 約19.8ha
建築物等に 関係する 事項	建築物等の用途の制限	本地区において風力発電関連施設以外の建築物は建築してはならない。	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)住宅、共同住宅、寄宿舎(附属する寄宿舎を除く)又は下宿 (2)住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3)老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (4)店舗、飲食店その他これらに類するもの (5)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (6)マージャン屋、ぱちんこ店、射的場、勝馬投票券発売所及び場外車券売場その他これらに類するもの (7)カラオケボックス等	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)住宅、共同住宅、寄宿舎(附属する寄宿舎を除く)又は下宿 (2)住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3)老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (4)店舗、飲食店その他これらに類するもの (5)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (6)マージャン屋、ぱちんこ店、射的場、勝馬投票券発売所及び場外車券売場その他これらに類するもの (7)カラオケボックス等	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)住宅、共同住宅、寄宿舎(附属する寄宿舎を除く)又は下宿 (2)住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3)老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (4)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (5)マージャン屋、ぱちんこ店、射的場、勝馬投票券発売所及び場外車券売場その他これらに類するもの (6)カラオケボックス等
	壁面の位置の制限			(1)道路に面する建築物(店舗、飲食店その他これらに類するものを除く)の外壁面又はこれに代わる柱の面は道路境界線までの距離を5m以上とする。 (2)建築物(店舗、飲食店その他これらに類するものを除く)の外壁面又はこれに代わる柱の面は、隣地境界線までの距離を5m以上とする。 (3)道路に面する店舗、飲食店その他これらに類するものの外壁面又はこれに代わる柱の面は道路境界線までの距離を1m以上とする。 (4)店舗、飲食店その他これらに類するものの外壁面又はこれに代わる柱の面は、隣地境界線までの距離を1m以上とする。但し、物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内である場合は、この限りでない。	
	建築物等の形態又は意匠の制限			(1)建築物等の外壁、若しくは外部に面する柱の色彩は、周辺の自然環境、景観と調和する色調とする。 (2)敷地内の広告物又は看板(建築物に設置するものを含む。)は、自己の用に供するものに限定するとともに刺激的な装飾を用いることなく、周辺の景観に配慮したものとす。	
備考		(1)当該地区計画の施行の際、上記規定に適合しないこととなる建築物又は建築物の部分については上記の規定は適用しない。 (2)建築物の敷地が地区整備計画の規定による建築物等の用途の制限又は敷地面積の最低制限に関する制限を受ける区域又は地区の内外にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について、敷地の過半が属する区域又は地区の規定を適用する。 (3)建築物の敷地が地区整備計画の規定による建築物等の壁面の位置の制限又は建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造に関する制限を受ける地区又は区域の内外にわたる場合においては、これらの規定による制限を受ける地区又は区域内に存するその建築物の部分又はその敷地の部分についてこれらの規定を適用する。 法令等により防火上設置が義務付けられている塀等については、地区整備計画によるかき又はさくの構造に関する規定を適用しない。 (4)村長が、工業の利便又は公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、地区整備計画の全部又は一部の適用を除外することができる。			